

青森県報

第三千六百九十七号

平成二十五年
五月二十九日
(水曜日)

目 次

告 示

平成二十四年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領	(財政課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	三
生活保護法による医療機関の指定	(同)	三
登録販売者試験の施行	(医療業務課)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	三
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(同)	四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	四
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	四
家畜伝染病の発生	(畜産課)	五
保安林の指定施設要件の変更	(林政課)	五
右 同	(同)	五
公共測量の実施	(監理課)	五
道路の区域の変更	(道路課)	六
道路の供用の開始	(同)	六
証紙売りさばき人の名称の変更	(会計管理課)	七

可搬型 線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争

公 告

入札.....(会計管理課).....七

収用委員会

公示による通知.....(監理課).....九

告 示

青森県告示第四百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成二十五年三月二十九日専決処分した平成二十四年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

平成24年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号)

平成24年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	121,773,674	407,330	122,181,004
1	1 県 民 税	35,743,114	81,240	35,824,354
2	2 事 業 税	15,270,333	193,551	15,463,884
3	3 地 方 消 費 税	13,181,858	△145,373	13,036,485
8	8 軽 油 引 取 税	14,764,881	204,843	14,969,724
14	14 産 業 廃 棄 物 税	168,165	73,069	241,234
3	3 地 方 譲 与 税	19,356,456	106,348	19,462,804
1	1 地方法人特別譲与税	16,233,925	1,464	16,235,389
2	2 地方揮発油譲与税	2,882,397	126,030	3,008,427
3	3 石油ガス譲与税	214,518	△18,708	195,810
4	4 地方道路譲与税	1	13	14
5	5 航空機燃料譲与税	25,615	△2,451	23,164
5	5 地 方 交 付 税	236,870,933	2,020,596	238,891,529
1	1 地 方 交 付 税	236,870,933	2,020,596	238,891,529
6	6 交通安全対策特別交付金	473,112	△20,095	453,017
1	1 交通安全対策特別交付金	473,112	△20,095	453,017
12	12 繰 入 金	19,248,423	△766,179	18,482,244
2	2 基 金 繰 入 金	19,161,406	△766,179	18,395,227
15	15 県 債	104,967,873	△1,748,000	103,219,873
1	1 県 債	104,967,873	△1,748,000	103,219,873
歳 入 合 計		732,309,738	0	732,309,738

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
治水事業	2,995,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。	2,447,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。
都市計画事業	899,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。	499,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。
道路事業	12,476,000			ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	11,676,000			ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
計	104,967,873	/	/	/	103,219,873	/	/	/

青森県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
立花歯科医院	八戸市大字大工町一六の二	平成二五・三・元
立花歯科クリニック	八戸市旭ヶ丘三丁目一の二	"
ススラン薬局	八戸市湊高台二丁目二の二五	二五・三・三

青森県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
立花歯科クリニック	八戸市旭ヶ丘三丁目一の二	平成二五・三・三〇
中泊おの医院	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一九五の一	二五・五・一
マエダ調剤薬局中央店	弘前市大字南川端町一三の九	"

青森県告示第四百六十号

平成二十五年登録販売者試験を次のとおり施行するので、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第一項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十五年八月二十八日（水）

2 場所

青森市大字横内字神田二二
青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十五年六月二十四日（月）から同月二十八日（金）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森健康福祉部医療業務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課薬務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百六十二号

医療法人 健仁会	医療法人 健仁会	名称又は 氏名	指定居宅サ ービス事 業者
上北郡七 戸市久保 一〇〇川	上北郡七 戸市久保 一〇〇川	主たる事 務所の所 在地又は 住所	居宅サ ービスの 種類
居宅療 養管理 指導	訪問 看護	名 称	行 居 宅サ ービ ス事 業所
柏葉 醫院	柏葉 醫院	所 在 地	廢止の届 出年月日
上北郡七 戸市久保 八七の川	上北郡七 戸市久保 八七の川	廢止の届 出年月日	年 廢 月 日 止
"	平成 二五・五・一四		
"	平成 二五・三・三		

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十五年五月二十九日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指
 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法
 第七十八条第二号の規定により公示する。

青森県告示第四百六十二号

有限会社 アトムス ブラニン グ	有限会社 アトムス ブラニン グ	名称又は 氏名	指定居宅サ ービス事 業者
むつ市柳 町一丁目 九の七	むつ市柳 町一丁目 九の七	主たる事 務所の所 在地又は 住所	居宅サ ービスの 種類
特定福 祉用具 販売	福祉用 具貸与	名 称	行 居 宅サ ービ ス事 業所
アトムス ブラニン グ	アトムス ブラニン グ	所 在 地	廢止の届 出年月日
アトムス ブラニン グ	アトムス ブラニン グ	廢止の届 出年月日	年 指 定 日 止
むつ市柳 町一丁目 九の七	むつ市柳 町一丁目 九の七		
"	平成 二五・六・一		

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十五年五月二十九日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次
 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号
 の規定により公示する。

青森県告示第四百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次
 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ
 たので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 健仁会	名称又は 氏名	指定介護予 防サ ービ ス事 業者
上北郡七 戸市久保 一〇〇川	主たる事 務所の所 在地	介護予 防サ ービ ス事 業所
介護予 防訪問 看護	名 称	行 居 宅サ ービ ス事 業所
柏葉 醫院	所 在 地	廢止の届 出年月日
上北郡七 戸市久保 八七の川	廢止の届 出年月日	年 廢 月 日 止
平成 二五・五・一四		
平成 二五・三・三		

有限会社 アトムス ブラニン グ	有限会社 アトムス ブラニン グ	名称又は 氏名	指定介護予 防サ ービ ス事 業者
むつ市柳 町一丁目 九の七	むつ市柳 町一丁目 九の七	主たる事 務所の所 在地又は 住所	介護予 防サ ービ ス事 業所
特定福 祉用具 販売	福祉用 具貸与	名 称	行 居 宅サ ービ ス事 業所
アトムス ブラニン グ	アトムス ブラニン グ	所 在 地	廢止の届 出年月日
アトムス ブラニン グ	アトムス ブラニン グ	廢止の届 出年月日	年 指 定 日 止
むつ市柳 町一丁目 九の七	むつ市柳 町一丁目 九の七		
"	平成 二五・六・一		

医療法人 健仁会	上北郡七戸 町字笹田川 久保一〇〇	介護予 防居室 療養管 理指導	柏葉醫院	上北郡七戸 町字笹田川 久保八七の	"	"
-------------	-------------------------	--------------------------	------	-------------------------	---	---

青森県告示第四百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜 の疑似 別	頭数	発生 の場所 又は区 域	発 生 日 月 日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 二五・五・二四

青森県告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡外ヶ浜町字平館長屋形一三九、字平館野田尻高川二七四
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川一〇二、一〇三、二五〇の一、二五〇の四、二五五、二五六、四六九の二、字平館野田山下二二四
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
- 六ヶ所村
- 二 測量の種類
- 公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）
- 三 測量の期間
- 平成二十五年五月十四日から平成二十六年三月二十八日まで

四 測量の地域

国有林を除く六ヶ所村全域

青森県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月二十八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前			
1	国 道	一〇四号	三戸郡田子町大字田子字下田子五一の一から 三戸郡田子町大字田子字塚ノ上三二七の一まで	後	前	一五・九〇〇メートルから 一五・五〇〇メートルまで	六五四・五〇メートル	
				二〇・四〇〇メートルから 一六・八〇〇メートルまで	六・八〇〇メートルから 六・三・八〇メートル			
2	県 道	南部田子線	三戸郡三戸町大字貝守字下台二六の四から 三戸郡三戸町大字貝守字下台二六の四まで	後	前	二〇・四〇〇メートルから 一六・八〇〇メートルまで	一三三・八〇メートル	
				九・七〇〇メートルから 九・七〇〇メートルまで	四六・五〇メートル			
3	県 道	南部田子線	三戸郡南部町大字小向字古町四の一から 三戸郡南部町大字小向字古町一の一まで	後	前	二・八・四〇〇メートルから 二・四〇〇メートルまで	四六・五〇メートル	
				八・七〇〇メートルから 八・七〇〇メートルまで	一七・九〇メートル			
4	県 道	十和田三戸線	三戸郡三戸町大字蛇沼字米内出口五の一から 三戸郡三戸町大字蛇沼字米内出口五の一まで	後	前	一〇・八〇〇メートルから 一〇・八〇〇メートルまで	一七・九〇メートル	
				六・九〇〇メートルから 六・九〇〇メートルまで	一七・九〇メートル			

青森県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇四号	三戸郡田子町大字田子字下田子五一の一から三戸郡田子町大字田子字塚ノ上三二七の一まで	平成三〇・五・元
県道南部田子線	三戸郡三戸町大字貝守字下下台二六の四から三戸郡三戸町大字貝守字下下台二六の四まで	"
県道南部田子線	三戸郡南部町大字小向字古町四の一から三戸郡南部町大字小向字古町一の一まで	"
県道十和田三戸線	三戸郡三戸町大字蛇沼字米内出口五の一から三戸郡三戸町大字蛇沼字米内出口五の一まで	"
県道吉米地免内線	三戸郡五戸町大字豊間内字上前田三五から三戸郡五戸町大字豊間内字豊間内六三の三まで	"

青森県告示第四百七十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
弘前市大字神田四丁目二の一〇
- 一般社団法人弘前自動車協会

二 変更内容

- 1 変更前の名称
社団法人弘前自動車協会
- 2 変更後の名称
一般社団法人弘前自動車協会

公 告

可搬型 線及びX線用エリアモータの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 可搬型 線及びX線用エリアモータ 六十六台
- 二 納入期限
平成二十五年十一月二十九日
- 三 納入場所
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付された者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十五年六月二十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十五年七月九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Area monitors for X and Y rays: 66

2 Time limit for tender:

9 July, 2013 (Please refer to a bid

Manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によりできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十五年五月二十九日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開催について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
氏名 石田嘉四
住所 住所不明 ただし、土地登記簿表題部に記載の住所
青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元八八番地二
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成二十五年六月十七日を経過した時をもって通知があったものと

みなぞれます。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭